

事務連絡  
令和4年7月11日

各都道府県衛生主管部（局）御中

医師の働き方改革の施行に向けた準備状況調査（宿日直取得許可等取得状況調査）  
の実施について（依頼）

先般、「医師の働き方改革の施行に向けた準備状況調査の実施について（依頼）」（令和4年2月28日付け厚生労働省医政局医事課事務連絡）により行った調査の結果、回答のあった病院のうち、「副業・兼業先も含めた時間外・休日労働時間を把握している」と回答したのは3,613病院中1,399病院（39%）でした。また、宿日直許可について回答のあった病院のうち、「宿日直許可を取得していないが、申請する予定」と回答したのは529病院中234病院（44%）でした。

こうした結果を踏まえ、令和6年4月からの医師の働き方改革の施行に向けて、各都道府県において、管下の各医療機関の労働時間の把握状況及び宿日直許可の取得・申請状況について、医師派遣の状況と合わせてより詳細に把握し、労働時間短縮の取組や宿日直許可取得に向けた支援を行うとともに、必要な地域の医療提供体制を維持できるよう取組を進める必要があります。

そのため、病院（大学病院の本院及び防衛医科大学校病院を除く。以下同じ。）及び有床診療所を対象として、宿日直許可の取得状況等について調査を行うこととしました。ついては、貴管下の病院及び有床診療所に対して、別紙1を送付の上、回答を依頼いただいた上で、得られた回答について別紙2にとりまとめて本年8月19日までに、当課までお送りいただくようお願いいたします。ただし、既に同様の内容の調査が行われている場合には、当該調査の結果を別紙2によってご報告いただくことでも差し支えありません。

なお、大学病院の本院及び防衛医科大学校病院については、複数の都道府県にまたがって医師派遣を行う場合があることから、別途厚生労働省において調査を行うこととしています。

また、調査に当たって、医師の働き方改革に対応するための医師派遣の中止がないことを確認している場合など、貴部（局）において地域医療提供体制の維持に支障がないと判断される地域又は病院・有床診療所については必ずしも回答を求めません。

照会先  
厚生労働省医政局医事課  
医師等医療従事者働き方改革推進室  
電話（代表）03-5253-1111  
主 査 瀧 翔哉（内線4406）  
江崎 哲史（内線4196）